

# 高齢運転者等専用駐車区間制度について

平成22年4月19日から、高齢者運転者等に優しい道路交通環境の実現を目指して「**高齢運転者等専用駐車区間制度**」が始まりました。

## 制度の概要

新たに道路上に高齢運転者等専用駐車区間を設置し、その場所においては高齢運転者等が運転し、標章を掲示した普通自動車(軽四を含む)のみが駐車できる制度です。

## 高齢運転者等とは

- 1 年齢70歳以上の方
- 2 聴覚障害者又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方
- 3 妊娠中又は出産後8週間以内の方



## 駐車するためには

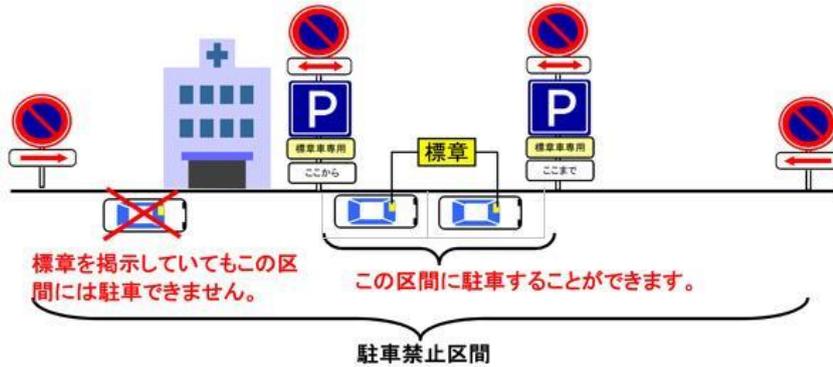
- 1 高齢運転者等が管轄警察署に申請し、標章の交付を受ける必要があります。(この時、使用する普通自動車を明らかにして申請します。)
- 2 高齢運転者等は、交付を受けた標章を普通自動車の前面の見やすい箇所に掲示することにより、駐車することができます。



## 駐車できる場所

「駐車可(標章車専用)」の標識が設置されている場所

- ・金沢市兼六町(兼六園) 収容スペース4台
- ・金沢市新保本4丁目(ふれあい公園) 収容スペース3台
- ・七尾市生駒町(商店街) 収容スペース3台
- ・加賀市片山津温泉(総湯) 収容スペース1台



## 申請に必要なもの

- 1 自動車運転免許証
- 2 自動車検査証
- 3 妊婦等の方は母子手帳等

## 申請書

申請書は、「手続き・申請」コーナーからダウンロードして下さい。警察署の窓口にもあります。

## 問い合わせ先

○県下警察署の交通課  
○石川県警察本部交通規制課  
電話076-225-0110

## 注意事項

- 1 高齢運転者等専用駐車区間であることを確認の上、駐車してください。標識により指定された駐車区域外に駐車した場合は取締りの対象となります。
- 2 高齢運転者等標章は、車両の前面の見やすい箇所に標章記載の登録番号が見えるように掲示してください。標章の掲示忘れや警察官などが外部から確認できない状態で掲示された場合は、取締りの対象となります。
- 3 標章の裏面に記載された注意事項を遵守してください。
  - ・標章の交付を受けた高齢運転者等が現に使用中であることが必要です。対象者が単に同乗しているだけの使用は、取締りの対象となります。
  - ・標章に記載された登録番号以外の車両での使用は、標章を掲示しても取締りの対象となります。
  - ・現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又は貸与した場合は処罰されることがあります。
- 5 高齢運転者等専用駐車区間に高齢者等以外の方が駐車した場合は、駐車違反となり、他の場所より2,000円高い反則金・放置違反金が課されます。

